

## 浜松市立高等学校評議員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第27条の2の規定に基づき、浜松市立高等学校（以下「学校」という。）における学校評議員（以下「評議員」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

### (人数)

第2条 学校に置く評議員の数は、5人以内とする。

### (任務)

第3条 評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関して、意見を述べ、又は助言を行う。

### (推薦及び委嘱)

第4条 校長は、学校の特色に応じ、評議員に適任である者を選出し、教育長に推薦する。

2 教育長は、校長から推薦があった者が適当と認めるときは、評議員を委嘱する。

### (任期)

第5条 評議員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

ただし、評議員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期として、評議員を選任できる。

2 評議員は、再任することを妨げない。

3 教育長は、特別の事情がある場合は、任期満了前に評議員の委嘱を取り消すことができる。

### (評議員会)

第6条 校長は、必要に応じ、評議員が一堂に会して意見を述べ、助言を行い、又は意見交換をするための機会（以下「評議員会」という。）を設けることができる。

2 評議員会は、校長が主宰する。

3 校長は、必要に応じ、教職員を出席させることができる。

### (秘密の保持)

第7条 評議員は、その業務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、その任を退いた後も同様とする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。